

平成27年第2回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年10月30日開会

平成27年10月30日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

| | |
|----------------------------------------------------------------|---|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 事務局出席職員 | 2 |
| 開会宣告 | 2 |
| 開議宣告 | 2 |
| 広域連合長挨拶 | 2 |
| 仮議席の指定 | 3 |
| 日程1 議長選挙について | 3 |
| 挨拶 | |
| ○堀江廣海君 | 4 |
| 日程2 議席の指定 | 4 |
| 日程3 会期の決定について | 5 |
| 日程4 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 休憩宣告 | 5 |
| 再開宣告 | 5 |
| 追加日程 副議長の辞職について | 5 |
| 追加日程 副議長の選挙について | 5 |
| 挨拶 | |
| ○横田則孝君 | 6 |
| 日程5 第10号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の 同意を求めることについて | 6 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 6 |
| 採決 | 7 |
| 挨拶 | |
| ○湊上副広域連合長 | 7 |
| 日程6 第11号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意 を求めることについて | 7 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 7 |
| 採決 | 8 |
| 挨拶 | |

| | |
|-----------------------------------------------------------|----|
| ○城戸茂夫君 | 8 |
| 日程7 第12号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計 歳入歳出決算の認定について | 8 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 8 |
| 質 疑 | |
| ○松本朗君 | 10 |
| ○北島事務局長 | 10 |
| ○松本朗君 | 10 |
| ○東村広域連合長 | 10 |
| ○松本朗君 | 11 |
| ○北島事務局長 | 11 |
| 討 論 | |
| ○松本朗君 | 12 |
| 採 決 | 13 |
| 日程8 第13号議案 平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 | 13 |
| 日程9 第14号議案 平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算 | 13 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 13 |
| 採 決 | 14 |
| 日程10 第15号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について | 14 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 14 |
| 採 決 | 15 |
| 閉議宣告 | 15 |
| 広域連合長挨拶 | 15 |
| 閉会宣告 | 15 |

平成27年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

| 番 号 | 件 名 | 提出者 | 上 程 年月日 | 議 決 年月日 | 議決結果 |
|--------|------------------------------------------------------------|-------|------------|------------|------|
| 第10号議案 | 福井県後期高齢者医療 広域連合副広域連合長 の選任につき議会の同 意を求めることについ て | 広域連合長 | 27.10.30 | 27.10.30 | 同 意 |
| 第11号議案 | 福井県後期高齢者医療 広域連合監査委員の選 任につき議会の同意を 求めることについて | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 第12号議案 | 平成26年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計歳 入歳出決算の認定につ いて | 〃 | 〃 | 〃 | 認 定 |
| 第13号議案 | 平成27年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算 | 〃 | 〃 | 〃 | 原案可決 |
| 第14号議案 | 平成27年度福井県後 期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会 計補正予算 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 第15号議案 | 福井県後期高齢者医療 広域連合情報公開条例 の一部改正について | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

平成27年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

| 月 日 | 曜 | 時 間 | 会議 | 場 所 | 会議事項 |
|--------|---|---------|-----|-------------------|------------------------------------|
| 10月30日 | 金 | 午後3時15分 | 本会議 | 福井県自治会館 201研修室 | 開会、正副議長選 挙、議案上程、質疑、 討論、採決、閉会 |

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 27 年 10 月 30 日（金曜日）午後 3 時 15 分開会

平成 27 年 10 月 30 日、定例会が福井県自治会館 201 研修室（議場）に招集されたので、会議を開いた。

追加日程 副議長の辞職について

追加日程 副議長の選挙について

○議事日程

- 日程 1 議長の選挙について
- 日程 2 議席の指定
- 日程 3 会期の決定について
- 日程 4 会議録署名議員の指名
- 日程 5 第 10 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 6 第 11 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 7 第 12 号議案 平成 26 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 8 第 13 号議案 平成 27 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 日程 9 第 14 号議案 平成 27 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程 10 第 15 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

○出席議員（22 名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 別所 治君 | 2 番 | 馬淵 清和君 |
| 3 番 | 垣本 正直君 | 4 番 | 藤本 悟君 |
| 5 番 | 横田 則孝君 | 6 番 | 古石 實君 |
| 7 番 | 清水 利一君 | 9 番 | 末本 幸夫君 |
| 10 番 | 小形 善信君 | 11 番 | 城戸 茂夫君 |
| 12 番 | 佐野 和彦君 | 13 番 | 小山 喜一君 |
| 14 番 | 木村 繁君 | 15 番 | 畑中 章男君 |
| 16 番 | 帰山 寿憲君 | 17 番 | 泉 和弥君 |
| 18 番 | 堀江 廣海君 | 19 番 | 野嶋 祐記君 |
| 20 番 | 山川 豊君 | 21 番 | 田中 哲治君 |
| 22 番 | 松本 朗君 | 23 番 | 川崎 直文君 |

○欠席議員（1 名）

- 8 番 平岡 忠昭君

○説明のため出席した者

- | | |
|--------|-----------|
| 広域連合長 | 東 村 新 一 君 |
| 副広域連合長 | 杉 本 博 文 君 |
| 副広域連合長 | 淵 上 隆 信 君 |
| 代表監査委員 | 田 本 光 三 君 |
| 事務局長 | 北 島 一 巳 君 |
| 事務局次長 | 道 佛 浩 二 君 |
| 業務課長 | 寺 木 信 夫 君 |

業務課長補佐 渡 邊 三峰子 君

業務課主任 清 水 幸 君

○事務局出席職員

書 記 林 亜 紀

書 記 帰 山 康 治

○副議長（川崎直文君） 平成27年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、平岡忠昭議員の1名であります。

ここで、広域連合長より発言が求められておりますので、許可します。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成27年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。また、日頃は、当広域連合の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、総務省統計局が9月に公表した「統計からみた我が国の高齢者」によりますと、65歳以上の人口が3,384万人、総人口に占める割合が26.7%と過去最高と

なりました。10年後には団塊の世代が後期高齢者となり、超高齢社会に直面します。当広域連合におきましても、平成20年度発足時の被保険者数約10万4千人が、7年経過した現在、11万4千人を超えています。また、厚生労働省からは、我が国の医療費総額が平成25年度に40兆円を超えたとの公表が、今月ありました。当広域連合における平成26年度療養給付費等の決算額は約950億円で、1,000億円が目前に迫っております。

このような中、当広域連合といたしましては、政府の医療保険制度改革の方針に沿い、保険者機能を発揮することが必要であり、具体的には、健康診査やレセプトデータの分析に基づく保健事業実施計画（データヘルス計画）を今年度策定し、効果的、効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ってまいります。被保険者の方々が将来にわたり、できる限り長く自立した日常生活を送れますよう、更なる努力をしておりますので、議員各位におかれましては、御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、副広域連合長及び監査委員の選任について、議会の同意をお願いする人事案件、平成26年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定、平成27年度一般会計補正予算、平成27年特別会計補正予算、

情報公開条例の一部改正の計6議案を御提案申し上げます。十分なる御審議を頂き、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（川崎直文君） 議事に先立ちまして、ここで御報告申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、福谷洋議員、佐々木富基議員、安井賢二議員、山川知一郎議員、以上4名から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条及び第106条の規定に基づき、これを受理し、辞職が許可されております。

また、山崎法子議員、力野豊議員、的場輝夫議員、松井榮治議員、森田稔議員、倉田源右エ門議員、峯田信一議員、今村辰和議員、以上の8名の方は、各市町議会議員の任期を満了されました。

垣本正直議員、平岡忠昭議員、末本幸夫議員、泉和弥議員におかれましては、任期満了となりましたが、再び選出されております。

これら辞職等に伴い、新たに当広域連合議会議員となられました皆様方を御紹介申し上げます。氏名を事務局から朗読させます。

○事務局（林亜紀書記） それでは、命によりまして、氏名を朗読いたします。

別所治議員、馬淵清和議員、横田則孝議員、古石實議員、清水利一議員、城戸茂夫議員、佐野和彦議員、木村繁議員、帰山寿憲議員、堀江廣海議員、野嶋祐記議員、山川豊議員、以上でございます。

○副議長（川崎直文君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆様につきましては、ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（川崎直文君） ただいまの出席議員は22名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小形善信議員及び城戸茂夫議員を指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配布）

○副議長（川崎直文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（川崎直文君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（川崎直文君） 異状なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番の議員から順番に投票願います。

(投票)

○副議長(川崎直文君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川崎直文君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。小形善信議員及び城戸茂夫議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(川崎直文君) 選挙の結果を報告いたします。

総数22票、有効投票21票、無効投票1票。有効投票のうち、堀江廣海議員20票、末本幸夫議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。よって、堀江廣海議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(川崎直文君) ただいま議長に当選されました堀江廣海議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

当選の御挨拶をお願いします。

(議長 堀江廣海君 登壇)

○議長(堀江廣海君) ただいま福井県後期高齢者医療広域連合議会の議長を拝命い

たしましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度に対する今後の国の動向が気になるころではありますが、制度開始から8年目を迎えまして、制度に対する理解も徐々に深まり、高齢者を支える医療制度として安定をし、定着してきたものと考えます。

今後とも、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長(川崎直文君) それでは、ここで議長と交代いたします。議長、議長席にお着き願います。

(川崎副議長議長席退席、堀江議長議長席着席)

○議長(堀江廣海君) これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、日程2 議席の指定を行います。

今回、新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。氏名とその議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局(林亜紀書記) それでは、命によりまして、氏名とその議席番号を順番に申し上げます。

1 番 別所治議員、2 番 馬淵清和議員、
5 番 横田則孝議員、6 番 古石實議員、
7 番 清水利一議員、11 番 城戸茂夫議
員、12 番 佐野和彦議員、14 番 木村
繁議員、16 番 帰山寿憲議員、18 番 堀
江廣海議員、19 番 野嶋祐記議員、20
番 山川豊議員、以上でございます。

○議長（堀江廣海君） 次に、日程3 会
期の決定について、を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日
1 日限りにしたいと存じますが、これに御
異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認め
ます。よって、そのように決しました。

次に、日程4 会議録署名議員の指名を
行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の
規定により、清水利一議員、末本幸夫議員
を指名します。

ここで暫時休憩します。

午後3時36分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（堀江廣海君） 休憩前に引き続き
本会議を再開します。

ただいま川崎直文副議長から、一身上の
都合による副議長の辞職願が提出されまし
た。

お諮りします。

副議長の辞職について、日程に追加し、

川崎直文議員の副議長辞職を許可すること
に御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認め
ます。よって、そのように決しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙について、
日程に追加し、選挙を行うことに御異議ご
ざいせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認め
ます。よって、そのように決しました。

それでは、副議長の選挙を行います。選
挙は投票で行います。議場の出入口を閉め
ます。

（議場閉鎖）

○議長（堀江廣海君） ただいまの出席議
員は22名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、
立会人に小形善信議員及び城戸茂夫議員を
指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配布）

○議長（堀江廣海君） 投票用紙の配付漏
れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 配付漏れなしと認
めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(堀江廣海君) 異状なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番の議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(堀江廣海君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。小形善信議員及び城戸茂夫議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(堀江廣海君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票21票、無効投票1票です。有効投票中、横田則孝議員20票、松本朗議員1票であります。

この選挙の法定得票数は6票です。

よって、横田則孝議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(堀江廣海君) ただいま副議長に当選されました横田則孝議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

当選の御挨拶をお願いします。

(副議長 横田則孝君 登壇)

○副議長(横田則孝君) ただいまの選挙におきまして、福井県後期高齢者医療広域連合議会の副議長を拝命いたしました。心より御礼申し上げます。

議長を補佐し、当広域連合議会、また、後期高齢者医療制度の発展に向けて、誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、議員各位の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、御挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(堀江廣海君) これからの日程番号につきましては、従前の番号をそのまま使用させていただきたいと存じますので、御了承願います。

日程5 第10号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて、を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第10号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

議案1ページを御覧ください。福井県後

期高齢者医療広域連合の副広域連合長につきましては、当広域連合規約第13条第1項の規定に基づき、議会の御同意を得て選任するものであります。

前任の副広域連合長でありました敦賀市の河瀬前市長の後任といたしましては、敦賀市長 淵上隆信氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

何とぞ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案は、人事に関する案件でありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 異議なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。

第10号議案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、淵上副広域連合長の出席を求めることにします。

（副広域連合長 淵上隆信君 入場）

○議長（堀江廣海君） ここで、淵上副広域連合長から御挨拶を受けることにします。

淵上副広域連合長

（副広域連合長 淵上隆信君 登壇）

○副広域連合長（淵上隆信君） ただいま福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、御同意を賜りました敦賀市長の淵上隆信でございます。

選任の御同意を賜り、誠にありがとうございます。後期高齢者医療制度につきましては、従前にも増して被保険者の皆様に信頼され、安心して利用していただける制度運営を目指し、東村広域連合長、杉本副広域連合長と共に、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（堀江廣海君） 次に、日程6 第11号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、城戸茂夫議員の退席を求めます。

（議員 城戸茂夫君 退場）

○議長（堀江廣海君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上

程されました、第11号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

議案3ページを御覧ください。福井県後期高齢者医療広域連合の監査委員につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、議会の御同意を得て選任するものであります。

当広域連合の監査委員でありました、佐々木富基氏の後任として、越前市議会から選出いただきました城戸茂夫氏を監査委員に選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案は、人事に関する案件でありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 異議なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。

第11号議案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認め

ます。よって、そのように決しました。

城戸茂夫議員、御入場いただきたいと思っております。

（監査委員 城戸茂夫君 入場）

○議長（堀江廣海君） 城戸茂夫議員の選任については同意されました。ここで、城戸茂夫議員から御挨拶を受けることにします。

（監査委員 城戸茂夫君 登壇）

○監査委員（城戸茂夫君） 一言御挨拶申し上げます。ただいま議員各位の御同意を頂き、監査委員に就任しました城戸茂夫でございます。

地方自治における監査の重要性を踏まえ、議員各位の御指導と御鞭撻を頂きながら、広域連合の財政運営について、監査の重要性を深く認識し、田本監査委員共々、公正な立場から監査をしてまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任に当たっての御挨拶といたします。

○議長（堀江廣海君） 次に、日程7 第12号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第12号議案 平成26年

度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

議案5ページを御覧ください。本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき決算を調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、審査意見書の提出を受け、同条第3項及び第5項の規定により、所要の書類を添えて議会の認定に付すものであります。

まず、別冊の平成26年度歳入歳出決算書の1ページ、決算総括表をお願いいたします。平成26年度の決算規模であります。一般会計及び後期高齢者医療特別会計を合計し、歳入決算額といたしまして1,031億6,811万9,610円、歳出決算額といたしまして1,001億9,201万5,752円で、差引額は29億7,610万3,858円となっております。

次に、2ページ、一般会計歳入決算書をお願いいたします。予算現額の合計が4億5,720万1千円、収入済額の合計が4億5,699万3,099円で、予算現額と比較して20万7,901円の減となっております。

次に、3ページ、一般会計歳出決算書をお願いいたします。予算現額の合計が4億5,720万1千円、支出済額の合計が4億3,784万4,111円で、不用額が1,935万6,889円となっております。

す。

次に、5ページ、特別会計歳入決算書をお願いいたします。6ページに移っていただいて、予算現額の合計が1,005億5,635万2千円、調定額の合計が1,027億1,330万1,963円、収入済額の合計が1,027億1,112万6,511円で、収入未済額が217万5,452円となり、予算現額と収入済額とを比較して21億5,477万4,511円の増となっております。

次に、7ページ、特別会計歳出決算書をお願いいたします。8ページに移っていただいて、予算現額の合計が1,005億5,635万2千円、支出済額の合計が997億5,417万1,641円で、不用額が8億218万359円となっております。

これらの結果によりまして、一般会計で1,914万8,988円、特別会計で、29億5,695万4,870円の差引残額が発生いたしました。これらにつきましては、それぞれ平成27年度に繰り越すこととし、後ほど御提案いたします平成27年度一般会計及び特別会計補正予算で措置させていただくこととしております。

以上、第12号議案 平成26年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明いたしました。

なお、この決算につきましては、お二人

の監査委員による決算審査をお受けいたしまして、その審査意見書と主要な施策の成果等報告書を別冊のとおり配付させていただいておりますので、御確認を頂き、十分なる御審議の上、何とぞ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第12号議案について、質疑を許可します。

松本議員。

○議員（松本朗君） 松本です。

先ほどの全員協議会を踏まえて幾つかお尋ねします。

一般会計における議員の費用弁償について、事務局長は検討すると述べられました。改めてお尋ねします。基準である80キロ以内は一律3千円の費用弁償としておりますが、議員23名のうち80キロ圏内は何名おりますか。

○議長（堀江廣海君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 済みません。手元に資料がございませんので、追って御説明いたしたいと思っております。

○議長（堀江廣海君） 松本議員。

○議員（松本朗君） 80キロというと、かなり広範囲であります。嶺南まで十分行くわけですね。つまり、最低の支出の基準として、80キロ以内は3千円ということは、仮に非常に近い所でもほとんどの議員が、80キロの所と同じ扱いになっている

ということであります。検討するというように事務局長はおっしゃいましたが、これを踏まえて広域連合長にお尋ねします。

やはり、一般会計というのは全て国民、市民の税金で賄われています。ですから、経費を節減することは当然だと思うし、広域連合長も同意されると思うわけですね。費用弁償という性質上、実費に近いもので出すことが原則的だと思います。改めてそういう方向性で検討するということによるしいですね。これが1つです。

もう1つ、特別会計では保険料の減免についてやりとりをいたしました。全国にばらつきはありますけれども、減免の実績が年間1千件を越す県もあります。事務局長は、そういう事例を踏まえて研究するというように言われました。福井県では、10件足らずという状況が続いています。今、年金もどんどん下がっている中、生活が厳しくなっていることは疑いなく、当然、減免を申請できる方が潜在的にもっといらっしゃるかと推測します。広域連合として、そういう被保険者がもっとたくさんいるということについて、お認めになりますか。あるいは、今、申請件数10件足らずで十分捕捉しているというように思われますか。

以上の点についてお尋ねします。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 費用弁償につきましては、今日的な交通事情によりま

すと、高速道路を使うというケースも考えられるでしょうし、JRを使うということも考えられるでしょう。また、通常の下道を自動車で走るということも考えられるわけございまして、どういう形態が最もオーソドックスなものかということがそれぞれの地域によっても違っている部分があるかと思えます。そういう実態を精査した上で、どれに基づいてお支払するのか、整理していかなければならないと考えております。

また、保険料の減免でありますけれども、減免というのは例外的な取扱いでありますから、通例として保険料はかかるというのが基本的な考え方です。今言われるように、いろいろなケースを考えて、本当に仕方がないだろうというケースでは減免措置をとっており、そういう別格なものに限って減免するのが本来の規定だと思っております。ただ、類似のケース、これが認められるのにこれはどうなのだろうというようなケースもあろうかと思えますから、広く御意見も聞かせていただきながら、我々のところではどうあるべきか、判断してまいりたいと思っております。

○議長（堀江廣海君） 松本議員。

○議員（松本朗君） 費用弁償については、広域連合長がおっしゃったことはぜひ検討されるべきだと思いますが、80キロで刻むというところにそもそも無理があると思

うんですね。ほとんどの議員が入るわけですから。それでは実態に見合う支給の基準とは言えないのではないかと思うわけですが、その点についても広域連合の見識、見解をお尋ねしたいと思います。

あと、法律に基づいて、全体として安定した事業運営をやられているとは思いますが、全国平均とは低い水準の保険料とはいえ、実際には療養給付費等準備基金なども増えるような状況にもあるわけですね。今後、被保険者の負担を一層引き下げることが、条件としては可能になっているのではないかと思いますので、その点も含めていろいろな措置はとっていくと。来年度の保険料の見直しについても引上げをせず、可能な限り引き下げるといって方向もはっきりと吟味をしていくべきではないかと思うんですが、その点についてもいかがでしょうか。

○議長（堀江廣海君） 事務局長。

○事務局長（北島一巳君） 先ほどの費用弁償につきまして、お答えさせていただきます。招集地と居住地の往復距離80キロメートル未満で費用弁償3千円に該当いたしますのは、議員23名中16名の方でございます。

それから、療養給付費等準備基金の使い方につきましては、保険料の上昇抑制のために適切に使いたいと思っております。これは、次期の保険料率改定において十分考慮していきたいと思っております。

○議長（堀江廣海君） 次に、討論はありませんか。

松本議員。

○議員（松本朗君） 坂井市議会の松本です。

一般会計・特別会計について反対の討論を行います。

まず、大前提として、この後期高齢者医療制度というものは、高齢者の医療、保険給付を現役世代などと分ける制度として本質的に問題があり、廃止されるべきだと考えております。それを踏まえて、26年度決算について申します。

1つは、一般会計では、全体としては、法律あるいは制度に則って、実務的にはきちっと処理されているとは思いますが、しかし、一般財源、国民の税金、市民の税金を使う一般会計でありますから、より厳格な、そして最小限の費用に抑えるべきだと考えます。その上では、費用弁償についても実態に即した金額で支給するように改善すべきだと思います。

さらに、議員報酬については、地方自治法の問題を出されて、事務局は支給しなければならないと答えていますが、これは今後の議員の問題として、受け取ることが本当に妥当なのかどうかということを考えていくべきだと思いますし、廃止すべきだと考えています。

特別会計では、医療費の伸びが比較的抑

えられ、財政上は健全な状況になってきています。次期の保険料率については、引上げをしなくても済むような方向性が、見えてきているのではないかと考えています。

同時に、当広域連合において、先ほども指摘した保険料の減免措置については、災害に遭った方がほとんどというのが実態です。状況に応じて、本当に生活ができないような方を救う仕組みができていない。条例上はあっても、それが実際には適用されていないという問題は、改善されるべきだと考えます。

そのためには、新たな条例の充実も含めて考えられるべきであります。全国で同じ後期高齢者医療が行われている中、県によっては減免を受けられるという実態は、改善されるべきであろうと思います。保険料の滞納をせざるを得なかった方も中にはいらっしゃると思うんです。そういう方に短期被保険証の発行などもされておりますが、一人一人の被保険者の実情に応じた、より一層きめ細かい対応を求めたいと思います。

以上のことを指摘して、討論といたします。

○議長（堀江廣海君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） ないようござい

ますので、討論を終結します。

それでは、第12号議案を採決します。

お諮りします。

第12号議案について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) 起立多数であります。

よって、そのように決しました。

次に、日程8 第13号議案 平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び日程9 第14号議案 平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第13号議案 平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び第14号議案 平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、第13号議案の平成27年度一般会計補正予算から説明いたします。

議案7ページを御覧ください。平成27年度一般会計補正予算であります、補正

額は、歳入・歳出とも1,914万8千円を増額し、予算総額で4億7,354万5千円とするものであります。

おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。歳入につきましては、第4款 繰越金を1,914万8千円増額しております。これは、平成26年度の広域連合運営経費の決算剰余金であり、歳出の第4款 諸支出金において、決算に基づいた剰余金を各市町に返還するものであります。

次に、第14号議案の平成27年度特別会計補正予算についてであります。

議案9ページをお願いいたします。補正額は、歳入・歳出ともに30億923万4千円を増額し、予算総額で1,015億2,905万2千円とするものであります。

おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。歳入におきましては、第1款 市町支出金で平成26年度分の療養給付費に係る市町負担金を精算した結果、9市町において追加負担が生じたため、4,198万4千円を増額しております。

次に、第2款 国庫支出金で、平成26年度分の高額療養費負担金の精算の結果、追加負担が生じたため、489万4千円を増額しております。

次に、第3款 県支出金で、平成26年度分の高額医療費負担金の精算の結果、追加負担が生じたため、489万4千円を増額しております。

次に、第8款 繰入金で、過年度分の保険料軽減に係る精算の結果、臨時特例基金から取り崩すもので、50万8千円を増額しております。

次に、第9款 繰越金で、平成26年度の決算剰余金として、29億5,695万4千円を増額しております。

続いて、歳出につきましては、第6款 基金積立金で1億5,484万6千円を増額しております。

次に、第8款 諸支出金で、平成26年度療養給付費負担金等の精算による国等への償還金28億5,438万8千円を増額しております。

十分なる御審議の上、何とぞ、妥当なる御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第13号議案及び第14号議案について質疑を許可します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 討論なしと認めます。

それでは、第13号議案及び第14号議案を一括して採決します。

お諮りします。第13号議案及び第14号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀江廣海君） 全員起立であります。

よって、そのように決しました。

次に、日程10 第15号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について、を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第15号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

議案11ページを御覧ください。これは、独立行政法人通則法において「特定独立行政法人」が廃止され、新たに「行政執行法人」が規定されたことに伴い、引用条項等の規定の整備を行うものでございます。

なお、改正条例の施行期日は、公布の日であります。

十分なる御審議をいただき、何とぞ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第15号議案について質疑を許可します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) 討論なしと認めます。

それでは、第15号議案を採決します。

お諮りします。

第15号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) 全員起立であります。

よって、そのように決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

ここで、広域連合長より発言の申出がありますので、これを許可します。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) 平成27年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が閉会されるに当たり、一言御礼を申し上げます。

本日提案させていただきました各議案について、慎重なる御審議を頂き、妥当なる御議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後も、制度の円滑な運営に取り組んでまいりまいる所存でございますので、議員各位におかれましても、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりますの御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(堀江廣海君) これをもちまして、平成27年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

御苦勞様でございました。

午後4時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

前副議長

川崎直文

議長

堀江廣博

署名議員

清水利一

署名議員

米本章夫